

栃木県労働委員会年報

令和 6（2024）年版



栃木県労働委員会事務局

目 次

第1章 労働委員会の運営

1 組織・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 会議等の開催状況・・・・・・・・	3
3 広報・啓発活動・・・・・・・・	7

第2章 労働組合の資格審査

1 概要・・・・・・・・・・・・・・・・	8
----------------------	---

第3章 不当労働行為事件の審査

1 概要・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 審査の経過・・・・・・・・・・	12

第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律

の規定による認定告示・・・・・・・・	13
--------------------	----

第5章 労働争議の調整

1 調整事件（集团的労使紛争）の概要・・・・・・・・	14
2 個別労働関係紛争事件の概要・・・・・・・・	19
3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査・・・・・・・・	24

第6章 労働相談

1 労働相談の状況・・・・・・・・	26
2 労働相談会の状況・・・・・・・・	27

第1章 労働委員会の運営

1 組織

(1) 委員

当委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員の各側5人、計15人で構成されている。

委員の任期は、2年である。

[第46期 栃木県労働委員会委員（任期：令和5年7月28日～令和7年7月27日）]

(公益委員)

氏 名	現 職	就任年月
会長 橋 本 賢二郎	弁護士	平28. 10
会長代理 安 田 真 道	弁護士	令 5. 7
川 上 丈	(元栃木県会計局長)	令元. 7
堀 眞由美	中央大学国際経営学部教授	平30. 5
杉 田 明 子	弁護士	平27. 7

(労働者委員)

氏 名	現 職	就任年月
吉 成 剛	栃木県労働者福祉協議会会長	平27. 7
松 本 敏 之	全日本自治団体労働組合栃木県本部特別執行委員	令元. 7
鈴 木 正	J AM北関東特別執行委員	平29. 7
森 田 了 介	UAゼンセン栃木県支部支部長	令 5. 7
相 羽 加津美	情報産業労働組合連合会栃木県協議会議長	令 5. 1

(使用者委員)

氏 名	現 職	就任年月
鈴 木 達 朗	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事	令 6. 7
石 塚 洋 史	一般社団法人栃木県経営者協会専務理事	平17. 7 (～令 6. 7)
条 川 英 一	北関東総合警備保障株式会社専務取締役	令元. 7
名 村 史 絵	三信電工株式会社代表取締役	令 5. 7
市 川 剛 久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本部長	令 3. 7
鍋 島 明 子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長	令 3. 7

(2) あっせん員候補者

令和6年12月31日現在のあっせん員候補者は、次のとおりであり、委員15人（第46期委員）及び事務局職員3人の計18人である。

氏 名	職 業	関 歴	委嘱年月
川 上 丈	栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県会計局長	令元. 7
堀 眞由美	中央大学国際経営学部教授 栃木県労働委員会委員（公益委員）	白鷗大学大学院教授	平30. 6
橋 本 賢二郎	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	日本弁護士連合会副会長	平28. 11
杉 田 明 子	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会副会長	平27. 7
安 田 真 道	弁護士 栃木県労働委員会委員（公益委員）	栃木県弁護士会会長	令5. 7
松 本 敏 之	全日本自治団体労働組合栃木県本部 特別執行委員 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	全日本自治団体労働組合 栃木県本部執行委員長	令元. 7
鈴 木 正	JAM北関東特別執行委員 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	JAM北関東副書記長	平29. 7
森 田 了 介	UAゼンセン栃木県支部支部長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	UAゼンセン常任中央執行委員	令5. 7
吉 成 剛	栃木県労働者福祉協議会会長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	日本労働組合総連合会栃木県連合会会長	平27. 7
相 羽 加津美	情報産業労働組合連合栃木県協議会 議長 栃木県労働委員会委員（労働者委員）	情報産業労働組合連合会 栃木県協議会事務局長	令5. 1
鈴 木 達 朗	一般社団法人栃木県経営者協会専務 理事 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	株式会社足利銀行馬頭支店 店長	令6. 8
条 川 英 一	北関東総合警備保障株式会社専務取 締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	北関東総合警備保障株式 会社常務取締役	令元. 7
名 村 史 絵	三信電工株式会社代表取締役 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	三信電工株式会社取締役 副社長	令5. 7
市 川 剛 久	仙波糖化工業株式会社取締役管理本 部長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	仙波糖化工業株式会社取 締役総務部長	令3. 7
鍋 島 明 子	社会保険労務士法人鍋島事務所所長 栃木県労働委員会委員（使用者委員）	社会保険労務士法人鍋島 事務所社員	令3. 7
浅 野 尚 志	栃木県労働委員会事務局長	栃木県経営管理部次長兼 人事課長	令6. 4
駒 場 広 行	栃木県労働委員会事務局審査調整課 長	栃木県経営管理部安足県 税事務所長	令6. 4
高 木 時 美	栃木県労働委員会事務局審査調整課 長補佐（総括）（審査調整担当）	栃木県県土整備部河川課 長補佐（総括）（事業管理 担当）	令6. 4

(3) 事務局組織

事務局長 — 審査調整課長 — 審査調整課長補佐 — 課長補佐(1) — 副主幹(1) — 主査(1)
(総括) (審査調整担当) — 主任・主事(3)

2 会議等の開催状況

(1) 総会

回数	開催年月日	主 な 議 題
1507	6. 1. 11	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第3号争議 3 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和5年(個)第6号紛争 (2) 令和5年(個)第7号紛争
1508	6. 2. 1	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第3号争議
1509	6. 3. 7	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第3号争議 (2) 令和6年第1号争議 3 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和6年(個)第1号紛争 4 令和6年度労働委員会関係予算 (案)
1510	6. 4. 4	(審議事項) 1 あっせん員候補者の委嘱 (報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和5年第3号争議 (2) 令和6年第1号争議 3 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和6年(個)第1号紛争 4 争議行為予告通知

1511	6. 5. 9	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 労働争議のあっせん関係 (1) 令和6年第1号争議 3 協賛名義の使用許可
1512	6. 6. 6	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和6年(個)第2号紛争 3 争議行為予告通知 4 第152回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会及び第91回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果 5 「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の実施計画
1513	6. 7. 4	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和6年(個)第2号紛争 3 争議行為予告通知 4 令和6年度全国労働委員会会長連絡会議の結果
1514	6. 8. 1	(審議事項) 1 あっせん員候補者の委嘱 (報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和6年(個)第3号紛争 (2) 令和6年(個)第4号紛争
1515	6. 9. 19	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和6年(個)第3号紛争 (2) 令和6年(個)第4号紛争 (3) 令和6年(個)第5号紛争 (4) 令和6年(個)第6号紛争

1516	6.10.10	(報告事項) 1 不当労働行為審査事件関係 (1) 栃労委令和5年(不)第2号事件 2 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和6年(個)第4号紛争 (2) 令和6年(個)第6号紛争 3 第153回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会等の結果
1517	6.11.7	(報告事項) 1 個別労働関係紛争のあっせん関係 (1) 令和6年(個)第4号紛争 (2) 令和6年(個)第6号紛争 2 労働相談会の結果
1518	6.12.12	(報告事項) 1 争議行為予告通知 2 令和6年度「個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間」の実施結果概要 3 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の結果

(2) 公益委員会議

本年中に開催した公益委員会議はなかった。

(3) 各種連絡会議等（委員関係のみ）

ア 第79回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和6年11月14日～15日

場 所 一橋大学 一橋講堂

講 演 近年における労働裁判例の動向

講師 元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 氏

議 題 1 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について（北海道・東北ブロック公労使提案）

2 審査の迅速化に向けた取組について（中労委提案）

3 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について（近畿ブロック公労使提案）

イ 全国労働委員会会長連絡会議

期 日 令和6年6月14日

場 所 ホテルグランヴェール岐山

講 演 正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性

一名古屋自動車学校（再雇用）事件・最一小判令5・7・20一

講師 東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子 氏

議 題 今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて（中労委提案）

ウ 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(ア) 第152回

期 日 令和6年5月27日～28日

場 所 ロイヤルホールヨコハマ

- 議 題 1 集団・個別あっせんや不当労働行為の審査において、労働者性が争点となる事件への対応について（新潟県労働委員会提案）
- 2 不当労働行為救済制度と労働委員会の役割・課題について【講演】
（神奈川県労働委員会提案）

(イ) 第153回

期 日 令和6年9月12日～13日

場 所 ホテル日航新潟

- 議 題 1 外国人を当事者とする不当労働行為事件等への対応について
（栃木県労働委員会提案）
- 2 就労観の多様化時代の労働条件について【講演】（新潟県労働委員会提案）

エ 関東ブロック労働委員会会長連絡会議

期 日 令和6年9月13日

場 所 ホテル日航新潟

- 議 題 各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。また、その課題についてどのように対応しているのか。（どのような対応方針を考えているのか。）
（新潟県労働委員会提案）

(4) 委員研究会（委員の資質向上のための取組）

第1回：講演会

期 日 令和6年2月1日

場 所 労働委員会会議室

演 題 働き方改革の現状と課題

講 師 東京大学社会科学研究所教授 東京都労働委員会会長代理 水町 勇一郎 氏

第2回：講演会

期 日 令和6年9月19日

場 所 労働委員会会議室

演 題 中央労働委員会で学んでいること

講 師 中央労働委員会労働者委員 前栃木県労働委員会労働者委員 桂 恵子 氏

(5) 労働相談会（個別労働関係紛争処理制度周知月間における活動）

（栃木会場）

期 日 令和6年10月20日（日）10:00～16:00

場 所 栃木商工会議所（302 会議室）

（宇都宮会場）

期 日 令和6年10月25日（金）13:00～19:00

場 所 イトーヨーカドー宇都宮店（2階宇大側エレベーター前）

※ 両会場とも日本司法支援センター法テラス栃木と合同開催

3 広報・啓発活動

(1) 個別労働関係紛争処理制度周知月間（10月）の周知・広報

ア 路線バス車内にチラシ掲出（9月20日～10月25日宇都宮市内及び県南地区）及び車体前面のフロントグリル幕掲出（10月1日～14日県南地区）

イ 栃木市営バス車内にチラシ掲出及び車体前面のフロントグリル幕掲出（9月中旬～10月31日）

ウ 県立図書館との連携事業として関連図書の展示（9月27日～10月23日）

エ 市町図書館との連携事業として関連図書の展示等（8市町18図書館）

(2) 労働相談会の周知活動

ア チラシ配布

イ 新聞、フリーペーパー、タウン情報誌及び市町広報紙への掲載

ウ とちぎテレビでの放映（9月議会テレビ中継における休憩時間）

エ 県メールマガジンへの掲載

オ 県公式X（旧「Twitter」）での情報発信

(3) 相談内容別チラシの作成・配布

「従業員を雇用する場合のお約束」を作成し、相談件数の多い業種を中心に配布

(4) 労働委員会制度の認知度向上

ア LRT 車内での自動音声広告放送（10月1日～31日 駅東公園停留所下り）

イ JR 宇都宮駅西口ペDESTリアンデッキ横断幕掲示（10月1日～31日）

ウ 各商工団体の会員へのチラシ配布依頼

エ 包括連携協定企業の関係企業等へのチラシ配布依頼

オ 各関係機関のメールマガジン、ホームページ、会報等への掲載依頼

カ 労働委員会三つ折りリーフレットの作成・配布

第2章 労働組合の資格審査

1 概要

本年の取扱件数は、新規係属が2件であった。

これを係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに係るものが1件、法人登記に係るものが1件であり、このうち1件が本年中に終結し、1件が翌年に繰越しとなった。

(1) 資格審査状況

番 号	組合員数	係 属 事 由	係属年月日	終結年月日	終 結 状 況	処 理 日 数
600	70	不当労働行為救済申立て	6. 1. 25	6. 9. 27	打切り	247
601	209	法 人 登 記	6. 10. 28	係属中	—	—

(2) 年次別労働組合資格審査件数調（過去10年）

区分 年次	県内の労組法適用		前 年 繰 越 し	新 規 係 属	計	新規係属事由別件数				取 下 げ ・ 打 切 り	審査結果		終 結 件 数	補 正 勧 告	未 終 結 繰 越 し
	組 合 数	組 合 員 数				委 員 推 薦	救 済 申 立	法 人 登 記	そ の 他		適 合	不 適 合			
27	587	121,372	2	2	4	2					2		2		2
28	593	122,599	2		2						2		2		
29	594	124,187		1	1	1					1		1		
30	596	126,340		3	3		2	1		1			1		2
元	577	124,389	2	3	5	2	1			1	3		4		1
2	566	123,973	1	1	2		1			2			2		
3	563	123,415		3	3	1	2				1		1		2
4	564	122,715	2	3	5	1	2			2	1		3		2
5	556	118,974	2	2	4	1	1			2	2				
6	554	118,288		2	2		1	1		1					1
計	—	—	—	20	—	8	10	2		9	12		16		—

第3章 不当労働行為事件の審査

1 概要

前年から繰り越された1件を取り扱い、本年中に和解により終結した。

(1) 不当労働行為事件取扱一覧表

整理 番号	事件名	申立日	終結日	処理日数	終結区分
1	栃労委令和5年（不）第2号事件	5.11.2	6.9.27	331	関与和解

※ 当委員会の審査期間の目標は、1年3月としている。

(2) 年次別不当労働行為事件取扱件数調（過去10年）

区分 年次	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	新 規 申 立 て の 理 由 別 分 類									和 解	取 下 げ	却 下	命 令		終 結	未 終 結 繰 越 し
				1 号	2 号	3 号	1 2 号	1 2 3 号	1 3 号	1 3 4 号	1 2 3 4 号	2 3 号				救 済	棄 却		
27	2		2															2	
28	2		2													1	1	2	
29																			
30		3	3	1	1				1									3	
元	3	2	5				1		1				1			1	1	3	
2	2	1	3		1								2		1			3	
3		2	2		2													2	
4	2	2	4		2								1	1				2	
5	2	2	4		2								2			1		3	
6	1		1										1					1	
計	—	12	—	1	8		1		2				7	1	1	3	2	14	

※ 「救済」は一部救済を含み、「棄却」は一部棄却・一部却下を含む。

(3) 年次別不当労働行為事件平均処理日数調（過去 10 年）

区分 年次	終 結 事 件		命 令						却 下		和 解		取 下 げ	
	計		救 済		棄 却									
	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数	件数	平均 処理 日数
27														
28	2	928	2	928	1	1,240	1	616						
29														
30														
元	3	493	2	498	1	388	1	607			1	483		
2	3	249							1	290	2	228		
3														
4	2	271									1	259	1	282
5	3	327	1	449	1	449					2	266		
6	1	331									1	331		
計	14	433	5	625	3	693	2	612	1	290	7	313	1	282

(4) 年次別不当労働行為事件産業別取扱件数調（過去 10 年新規申立て分）

区分 年次	運 輸 通 信 業	製 造 業	サ ー ビ ス 業	卸 小 売 業	鉱 業	金 融 保 険 業	建 設 業	電 気 ガ ス 水 道 業	公 務	そ の 他	計
27											
28											
29											
30				1	1					1	3
元				1						1	2
2										1	1
3		1								1	2
4	1						1				2
5				1				1			2
6											
計	1	1		3	1		1	1		4	12

(5) 再審査の申立状況

本年中に申し立てられた再審査はなかった。

(6) 初審の救済命令の確定後の状況

本年中に行われた履行確認はなかった。

2 不当労働行為事件審査の経過

(1) 栃労委令和5年（不）第2号事件

申立人		X（組合）				申立時の組合員数		約70名			
被申立人		Y				申立時の従業員数		約10名			
申立概要	Yは、組合員Aが車両を破損し、また、工場内の商品を紛失したとして、その賠償金として一方的に組合員Aの賃金から控除した。また、Yは、令和5（2023）年8月に組合員Aに対し、仕事が少ないため連絡があるまで休業するようにとの指示をした。 Xは、Yに対して、同年9月4日付けで組合員AがXに加入した旨及び組合員Aへの休業手当の支払等を議題とする団体交渉を申し入れる旨を記載した書面を送付した。 同月19日、受取人であるYが郵便局に保管されていた書面を受け取りに行かなかったため、Xに返却された。翌日Xは、組合員AとともにYの事務所を訪問したものの留守であったため、書面の写しをその郵便受けに入れた。同月26日、YがXの事務所を訪れたが、留守であった。また、Yは、Xからの電話に出ない状態が続いていた。 その後、Xは、2回にわたってYの事務所を訪れ、団体交渉を申し入れる書面をその事務員に渡し、YからXに連絡をしてもらいたい旨を伝えたが、連絡はなかった。 Xは、こうしたYの対応が労働組合法第7条第2号の不当労働行為である団体交渉の拒否に該当するとして、救済の申立てをした。										
	7条該当号		2								
	請求内容		・団交応諾								
	担当委員		公 安田		労 森田		使 糸川				
審査状況	5.11.2		不当労働行為救済申立て								
	5.12.15		職員調査（被申立人）								
	6.1.22、1.31		職員調査（被申立人、申立人）								
	6.3.26～7.9		第1～4回委員調査								
	6.8.29		和解成立								
	6.9.27		取下げ								
調査回数		7		審問回数		－		和解協議回数		－	
終結区分		関与和解					処理日数		331		

第4章 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定による認定告示

地方公営企業等の職員のうち、非組合員とすべき者の範囲については、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定により、労働委員会が認定して告示することになっているが、本年中に行った認定告示はなかった。

第5章 労働争議の調整

1 調整事件（集団的労使紛争）の概要

本年の取扱件数は前年からの繰越しが1件、新規受付の1件で、いずれも組合からのあっせん申請となっている。

そのうち、1件は打ち切り、1件は取下げで終結した。

(1) 年次別取扱状況

区分 \ 年		2	3	4	5	6
取扱件数	前年からの繰越し					1
	新規申請	2	1		3	1
	合 計	2	1		3	2
	うち使用者申請件数	1				
終結区分別件数	終結	解決	1	1		
		取下げ			1	1
		打ち切り（不調）	1		1	1
		不開始				
		合 計	2	1	2	2
	翌年に繰越し				1	

(2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

大分類 \ 年	2	3	4	5	6
農業、林業					
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業				1	
製造業					1
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業					
卸売業、小売業					
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業					
宿泊業、飲食サービス業	2				
生活関連サービス業、娯楽業					
教育、学習支援業		1			
医療、福祉				1	
複合サービス事業				1	
サービス業(他に分類されないもの)					
公務(他に分類されるものを除く)					
分類不能の産業					
合 計	2	1		3	1

(3) 新規取扱事件の企業規模（従業員数）別取扱状況

年	2	3	4	5	6
企業規模					
50 人未満	2			1	
50～100 人未満		1		1	
100～200 人未満					1
200～300 人未満				1	
300 人以上					
未調査					
合 計	2	1		3	1

(4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

年	2	3	4	5	6
調整事項					
組合承認・組合活動					
協約締結・全面改定					
協約効力・解釈					
賃金	1	2		4	1
一時金				1	1
その他賃金に関する こと	1	2		1	
退職一時金・年金				1	
解雇手当・休業手当				1	
給与以外					
経営又は人事	1			1	
解雇・雇止め	1			1	
福利厚生					
団交促進	1				
事前協議制					
その他	2			1	1
合 計	5	2		6	2

※ 破線内の数字は、内数である。

※ 令和5年版から国への報告との整合性をとり、調整事項の区分変更を行ったため、令和2年まで遡及して再集計している。

(5) 調整員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

年	2	3	4	5	6
処理日数					
10 日以内					
11～20 日	1				
21～30 日					
31～40 日					
41～50 日					
51～60 日	1			1	
61～70 日					
71～80 日					1
81 日以上		1		1	
合 計	2	1		2	1
総処理日数	69	184	—	197	75
平均日数	34	184	—	98	75

(6) 事件一覧

番 号	事件番号	調整事項	申 請 者	申請年月日 調整員 指名年月日 終結年月日	終結 区分	調整 回数	処理 日数	調整員
1	令和5年 第3号 あっせん	・懲戒処分をしないこと 〔その他〕	労	5.12.8 6.1.4 6.3.18	打切り	2	75	杉田 松本 名村 桐渕
2	令和6年 第1号 あっせん	・一時金の上乗せ再支給 〔一時金〕	労	6.2.29 6.5.8	取下げ			

※ 処理日数は、調整員を指名した日から終結日までの日数

(7) 事件の概要 (集団)

ア 令和5年第3号あっせん

申 請 者	労働組合	組 合 員 数 (関係組合員数)	59 名 (2名)
業 種	複合サービス事業	従 業 員 数	80 名
調 整 事 項	・懲戒処分をしないこと		
申請までの経過	組合員Aは、使用者から解雇を撤回され、その後復職に向けて協議に入り、合意を経て職場復帰したが、その復帰協議期間中に使用者の出勤命令に従わず出勤しなかった。使用者は、Aが無断欠勤をしたと断定して懲戒処分をすることを主張し、組合は、無断欠勤とは言えないので処分しないよう求め、労使双方の意見がまとまらなかったため、組合があっせんで申請した。		
当事者の主張	(組合) ・職場復帰に際して、職場環境を整備する必要があるため、使用者職員及び関係取引先に対する解雇撤回の経緯についての周知並びに賃金及び労働条件、地位、業務等について確認するために協議していた期間であり、無断欠勤とは言えない。 (使用者) ・解雇を撤回して出勤を命令したにも関わらず、組合員がそれに従わなかったため、この期間は、無断欠勤したものである。 ・無断欠勤については、懲戒委員会において処分する考えである。		
調 整 状 況	5.12.8	申請	
	6.1.4	あっせん員指名	
	6.2.6	第1回あっせん	
	6.3.18	第2回あっせん・打ち切り	
調 整 結 果	2回のあっせんにわたり、あっせん員が労使双方を説得したが、処分の対象となった行為に対する根本的な認識が双方で大きく異なり、主張の隔たりが顕著であり、あっせんによっては争議解決の見込みがないと認められたため、あっせんは打ち切りとなった。		
終 結 区 分	打ち切り	処 理 日 数	75

イ 令和6年第1号あっせん

申 請 者	労働組合	組 合 員 数 (関係組合員数)	37 名 (37 名)
業 種	窯業・土石製品製造業	従 業 員 数	100 名
調 整 事 項	・一時金の上乗せを全従業員に支給すること。		
申請までの経過	2023 年 12 月支給の一時金において、団体交渉で全組合員に一律〇万円を支給することで妥結したが、実際の支給では、一部部署の従業員に上乗せ支給されていた。上乗せ支給は、人員削減・多能工化に協力した部署への会社表彰とのことだが、その理由であれば他部署でも協力しているとし、組合は、支給されなかった従業員へも一律に上乗せを支給するよう求めて団体交渉を行ったが、まとまらなかったため、組合があっせんを申請した。		
当事者の主張	(組合) ・人員削減・多能工化に協力した部署の従業員のみ増額支給しているが、団体交渉では全従業員に一律で支給することで、妥結合意しており、合意内容と異なる。支給するなら対象部署以外にも、様々な部署で協力をおこなっているため、全員に支給すべきである。 (使用者) ・人員削減・多能工化に協力してくれた部署に感謝の意として上乗せ支給した。		
調 整 状 況	6. 2. 29	申請	
	6. 5. 8	取下げ	
調 整 結 果	会社は、上乗せ支給は会社表彰としての支払の意図であったが、事前説明や給与明細での区分、支払日を別日にする等をせずに賞与と一緒に支払ったため、混乱が生じることとなった。 会社は、今回の混乱の責任をとって、支払われなかった従業員にも追加で支払を行うことに合意したが、会社表彰の意図から、全員に支払うと別な意味で不平等になると考え、追加支給される従業員に対して、会社への今後の貢献策について報告を求めることとなった。 組合があっせん申請を行ったことにより、停滞していた会社との交渉に一定の成果を生み出し、あっせん開始前に双方の合意により取下げとなった点に特徴がある。		
終 結 区 分	取下げ	処 理 日 数	

2 個別労働関係紛争事件の概要

前年からの繰越しは1件、新規申請は6件で、新規申請は、労働者からが5件、使用者からが1件だった。

そのうち、3件は取下げ、2件は打ち切り、2件は不開始で終結した。

(1) 年次別取扱状況

区分		年	2	3	4	5	6
取扱件数	前年からの繰越し			2		1	1
	新規申請		4	2	6	9	6
	合 計		4	4	6	10	7
	うち使用者申請件数						1
終結区分別件数	終結	解決	1	2	2	3	
		取下げ				1	3
		打ち切り（不調）				2	2
		不開始	1	2	3	3	2
		合 計	2	4	5	9	7
	翌年に繰越し		2		1	1	

(2) 年次別の新規取扱事件の産業別取扱状況

年	2	3	4	5	6
大分類					
農業、林業					
漁業					
鉱業、採石業、砂利採取業					
建設業					
製造業	1		1	1	
電気・ガス・熱供給・水道業					
情報通信業					
運輸業、郵便業			1		
卸売業、小売業	1				1
金融業、保険業					
不動産業、物品賃貸業					
学術研究、専門・技術サービス業			1		
宿泊業、飲食サービス業				1	
生活関連サービス業、娯楽業				2	
教育、学習支援業		1			1
医療、福祉	1	1	2	4	2
複合サービス事業					
サービス業(他に分類されないもの)	1		1	1	2
公務(他に分類されるものを除く)					
分類不能の産業					
合 計	4	2	6	9	6

(3) 新規取扱事件の企業規模別（従業員数）取扱状況

年	2	3	4	5	6
企業規模					
10 人未満			1	5	1
10～50 人未満	2	1	4	3	2
50～100 人未満					
100～300 人未満	1			1	
300～500 人未満			1		
500 人以上	1	1			3
未調査					
合 計	4	2	6	9	6

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

(4) 終結事件の延べ調整事項別取扱状況

年	2	3	4	5	6
調整事項					
経営又は人事	2	2	1	4	7
普通解雇	1		1	1	3
配置転換、出向・転籍					2
復職					1
解雇以外の懲戒処分				1	
退職	1	2		2	1
賃金等	3	3	1	10	
賃金未払	2	1	1	6	
一時金	1	1			
退職一時金		1		1	
休業手当				1	
その他賃金				2	
労働条件等	2	3		8	2
労働契約		1			
休日・休暇	1	1			
年次有給休暇		1		3	
時間外労働				2	
安全・衛生	1				1
その他の労働条件等				3	1
職場の人間関係	2	1	4	4	2
パワハラ・嫌がらせ	2	1	4	4	2
その他	1				
合 計	10	9	6	26	11

※ 破線内の数字は、内数である。

※ 令和4年版から国への報告との整合性をとり、区分変更を行った。

(5) あっせん員を指名した事件における当該指名から終結までの処理日数

年	2	3	4	5	6
処理日数					
10 日以内				1	
11～20 日	1	1	1		1
21～30 日			1	5	
31～40 日		1			
41～50 日					1
51～60 日					
61～70 日					
71～80 日					
81 日以上					
合 計	1	2	2	6	2
総処理日数	19	53	40	119	63
平均日数	19	26	20	19	31

(6) 事件一覧

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日 あっせん員 指名年月日 終結年月日	終結 区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせ ん員
1	令和5年 (個) 第7号 あっせん 【製造業】	・不当解雇に対する金銭的負担金の請求 〔普通解雇〕	労	5.12.20 — 6.1.9	不開始	—	—	—
		〔試用期間満了後に不適格として解雇されたことに対する金銭解決を求めた事案〕 被申請者が、先に労働局のあっせんにおいて打ち切りとなっており、結論が出ているとして参加を拒否したため、不開始となった。						
2	令和6年 (個) 第1号 あっせん 【医療、福祉】	・解雇の撤回〔普通解雇〕 ・解雇通告及び日常的なパワハラに対する慰謝料の請求 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	6.2.28 — 6.3.13	取下げ	—	—	—
		〔解雇の撤回並びに解雇通告及び日常的なパワハラに対する慰謝料を求めた事案〕 申請者が、年度内に解決するため弁護士に依頼するとして、申請を取り下げた。						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日 あっせん員 指名年月日 終結年月日	終結 区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせ ん員
3	令和6年 (個) 第2号 あっせん 【サービス業（他 に分類されない もの）】	・損害賠償請求 〔安全・衛生〕	労	6.5.15 6.6.5 6.6.24	打切り	1	20	川上 鈴木 鍋島 浅野
		〔勤務先での受動喫煙に対する慰謝料・医療費の支払いを求めた事案〕 申請者は、勤務先での受動喫煙により体調不良となったとして、配置転換を要求したところ対応されなかったと主張したが、被申請者の認識とは異なり、解決金の金額が折り合えず打切りとなった。						
4	令和6年 (個) 第3号 あっせん 【教育、学習支援 業】	・解雇理由証明書の訂正 並びに、いわれの ない理由による解雇 への謝罪及び和解金 〔普通解雇〕	労	6.7.25 — 6.8.6	取下げ	—	—	—
		〔いわれのない理由による解雇理由証明書の訂正等を求めた事案〕 申請者は、解雇理由及び被申請者の対応に納得がいかず、あっせんを申請したが、労働審判に移行することとしたため、申請を取り下げた。						
5	令和6年 (個) 第4号 あっせん 【医療、福祉】	・介護職員として夜勤も 含めた勤務形態に戻 してほしい。 〔その他の労働条件等〕 ・職員のハラスメントや 不当な評価をやめて ほしい。 〔パワハラ・嫌がらせ〕	労	6.7.29 6.9.18 6.10.30	打切り	1	43	橋本 相羽 名村 駒場
		〔介護職員から生活支援員へ職種変更になり、夜勤業務に従事出来なくなったため、介護職員として夜勤も含めた勤務形態に戻すことなどを求めた事案〕 申請者は公益通報の結果として職種変更になったと主張したが、被申請者は夜勤業務の勤務態度等からの評価であると主張して、合意出来ず打切りとなった。						
6	令和6年 (個) 第5号 あっせん 【サービス業（他 に分類されない もの）】	・異動の撤回 〔配置転換、出向・転籍〕	労	6.8.27 — 6.9.2	取下げ	—	—	—
		〔上司から暴言や叱責を受け口論となり、その行動は規定違反であるとして被申請者から異動を告げられたため、異動の撤回を求めた事案〕 申請者が、病気の治療を理由に退職したため、申請を取り下げた。						

番号	事件番号 【業種】	あっせん事項	申請者	申請年月日 あっせん員 指名年月日 終結年月日	終結 区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせ ん員
7	令和6年 (個) 第6号 あっせん 【卸売業、小売業】	・配置転換や退職等につ いての円満解決 〔配置転換、出向・転籍〕 〔復職〕〔退職〕	使	6. 9. 18	不開始	—	—	—
				—				
				6. 10. 17				
〔復職後の配置転換に合意できず会社都合退職となった被申請者から、解雇無効と慰謝料支払の主張がなされ、第三者の元での円満な解決を求めた事案〕 被申請者から、話し合いによる解決は困難であり、あっせんに応じる意思はない旨の答弁書が送付されたため、不開始となった。								

※ 処理日数は、あっせん員を指名した日から終結日までの日数

3 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

争議行為予告通知の取扱件数は、19 件であり、中央労働委員会（以下「中労委」）の受付が 18 件、厚生労働大臣（以下「厚労大臣」）の受付が 1 件であった。

争議行為予告通知を受けたもののうち、本県に本社又は労働組合の本部を有する 4 件（延べ 9 件）について実情調査を実施し、全て解決して終結した。

(1) 争議行為予告通知一覧表

番号	通知者	争議項目	受付	受付年月日	備考
6-1	国鉄労働組合	2024. 4. 1 以降の賃金引上げ等	中労委	R 6. 2. 13	
6-2	全日本建設交運一般労働組合	2024 春闘(賃金の引上げ等) 及び夏季一時金闘争	中労委	R 6. 2. 15	
6-3	全国電力関連産業労働組合総連合	2024 春季生活闘争(賃金、賞与、労働協約改定)	中労委	R 6. 2. 26	
6-4	エヌ・ティ・ティ労働組合	賃金改善等	中労委	R 6. 2. 28	
6-5	全日本運輸産業労働組合連合会	賃金引上げ、賃金制度の確立・改善等	中労委	R 6. 2. 29	実情調査実施
6-6	ロジスティード労働組合	賃金引上げ、一時金	中労委	R 6. 3. 1	
6-7	情報産業労働組合連合会KDD I 労働組合(KDD I 株式会社)	2024 春闘要求(賃金の改善等)	中労委	R 6. 3. 1	
6-8	情報産業労働組合連合会KDD I 労働組合(KDD I エンジニアリング株式会社)	2024 春闘要求(賃金の改善等)	中労委	R 6. 3. 1	
6-9	国鉄動力車労働組合総連合	2024 年 4 月 1 日以降の新賃金、夏季手当等、労働条件の改善等	中労委	R 6. 3. 1	
6-10	全日本地域医療機能推進機構病院労働組合	2024 春闘要求(賃金引上げ等)、2024 年度一時金要求	中労委	R 6. 3. 1	
6-11	J M I T U 通信産業本部	賃金引上げ等	厚労大臣	R 6. 2. 29	
6-12	日本私鉄労働組合総連合会	2024 春闘要求(月例賃金引上げ、年間臨時給等)	中労委	R 6. 3. 4	実情調査実施
6-13	郵政産業労働者ユニオン	2024 年 4 月 1 日以降の賃金引上げ等	中労委	R 6. 3. 4	
6-14	リムジンバス労働組合	2024 年度労働協約改定(賃上げ、臨時給等)	中労委	R 6. 3. 7	
6-15	全日本運輸産業労働組合連合会	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取り組み等	中労委	R 6. 5. 27	実情調査実施
6-16	全日本地域医療機能推進機構病院労働組合	2024 年度統一要求(賃金引上げ等)	中労委	R 6. 10. 23	
6-17	全日本国立医療労働組合	2024 年度秋闘賃金・労働条件の改善要求	中労委	R 6. 10. 25	
6-18	全日本運輸産業労働組合連合会	年末一時金、雇用対策等	中労委	R 6. 11. 1	実情調査実施
6-19	日本私鉄労働組合総連合会	労働協約の改訂等	中労委	R 6. 11. 12	

(2) 労働争議実情調査一覧表
(公益事業)

番号	事件名	業種	従業員数	組合員数	交渉事項	調査開始日	争議行為有無	最終交渉日	調査終結日	終結事由
6-1	栃南通運(株)	道路貨物運送業	100	65	賃金引上げ等	R 6. 3. 13	無	R 6. 3. 13	R 6. 3. 22	解決
6-2	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	92	賃金引上げ等	R 6. 3. 13	無	R 6. 3. 16	R 6. 3. 22	解決
6-3	関東自動車(株)	道路旅客運送業	974	460	賃金引上げ等	R 6. 3. 13	無	R 6. 3. 19	R 6. 3. 22	解決
6-4	東武バス日光(株)	道路旅客運送業	43	38	賃金引上げ等	R 6. 3. 14	無	R 6. 3. 19	R 6. 3. 22	解決
6-5	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	92	夏季一時金等	R 6. 6. 3	無	R 6. 6. 1	R 6. 6. 3	解決
6-6	芳賀通運(株)	道路貨物運送業	290	70	夏季一時金等	R 6. 6. 3	無	R 6. 6. 28	R 6. 7. 1	解決
6-7	栃南通運(株)	道路貨物運送業	100	65	年末一時金等	R 6. 11. 8	無	R 6. 11. 19	R 6. 11. 26	解決
6-8	栃木県北通運(株)	道路貨物運送業	122	92	年末一時金等	R 6. 11. 8	無	R 6. 11. 25	R 6. 11. 26	解決
6-9	芳賀通運(株)	道路貨物運送業	290	70	年末一時金等	R 6. 11. 8	無	R 6. 11. 1	R 6. 11. 8	解決

第6章 労働相談

1 労働相談の状況

相談件数は、229 件（労働者から 215 件、使用者から 14 件）であった。

内容別件数は、338 件で、そのうち 316 件が労働者からの相談であった。

相談内容は、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが 57 件と最も多く、次いで「退職」、「賃金未払い」、「年次有給休暇」、「労働保険」に関するものの順であった。

年・相談者別 区分			2	3	4	5	6			備考
			計	計	計	計	労	使	計	
相談実件数			124	85	106	143	215	14	229	
相談内容別	経営又は人事	①整理解雇	6		3		2		2	
		②普通解雇	13	4	9	6	14	1	15	
		③退職強要	2	2	4	1	2		2	
		④契約更新拒否、雇止め	6	3	2	5	2	1	3	
		⑤配置転換、出向・転籍	3		3	5	11		11	
		⑥復職		3	1		2		2	
		⑦懲戒解雇					3	1	4	
		⑧解雇以外の懲戒処分				5	4		4	
		⑨退職	16	10	11	13	29	2	31	件数2位
		⑩勤務延長、再雇用				1	5	1	6	
		⑪その他経営又は人事	4	5	2	6	8	1	9	
		小 計	50	27	35	42	82	7	89	
	賃金等	⑫賃金未払い	10	10	9	13	16	1	17	件数3位
		⑬賃金増額		1		1	4		4	
		⑭賃金減額		2		2	3	1	4	
		⑮一時金	2		1	1				
		⑯退職一時金	2		1	1	1		1	
		⑰解雇手当		1		1				
		⑱休業手当	4			1	2		2	
		⑲諸手当	4	1	1	2	7	1	8	
		⑳その他賃金	2		4	5	17		17	
		㉑年金					1		1	
		小 計	24	15	16	27	51	3	54	
	労働条件等	㉒労働契約	7	3	6	11	9		9	
		㉓労働時間	2	2	2	7	12		12	
		㉔休日・休暇	3	2	1	1	12	1	13	

年・相談者別 区分			2	3	4	5	6			備考
			計	計	計	計	労	使	計	
相談内容別	労働条件等	②⑤年次有給休暇	7	3	3	9	17		17	件数3位
		②⑥育児休業・介護休業				1	1		1	
		②⑦時間外労働			1	2	5		5	
		②⑧安全・衛生	2	3	2	3	7	1	8	
		②⑨福利厚生制度					2		2	
		③⑩社会保険	3	1	1	5	4	1	5	
		③⑪労働保険	3	3	3	13	15	2	17	件数3位
		③⑫その他の労働条件等	4	7	3	5	8		8	
		小 計	31	24	22	57	92	5	97	
	職場の人間関係	③⑬セクハラ		1	3	4	2		2	
		③⑭パワハラ・嫌がらせ	27	22	34	44	57		57	件数1位
		小 計	27	23	37	48	59		59	
	③⑮その他		35	22	32	19	32	7	39	
相談内容別件数合計			167	111	142	193	316	22	338	

※ 「③⑮その他」は、パワハラ等以外の職場の人間関係、あっせん等の制度関係、事業者間の紛争等

2 労働相談会の状況（再掲）

「1 労働相談の状況」のうち、労働相談会（7頁第1章2(5)参照）における相談内容及び相談実件数は以下のとおりであった。この他、日本司法支援センター法テラス栃木が3件を受け付けた。なお、労働相談は全て対面で実施した。

会場・相談者別 区分			栃木会場			宇都宮会場			総計
			労	使	計	労	使	計	
相談実件数			2		2	6		6	8
相談内容別	経営又は人事	②普通解雇				1		1	1
		⑤配置転換、出向・転籍				1		1	1
		⑩勤務延長、再雇用	1		1				1
	賃金等	⑬賃金増額				2		2	2
		⑱諸手当				1		1	1
		⑳その他賃金				1		1	1
	労働条件等	②②労働契約				1		1	1
		②⑤年次有給休暇				1		1	1
		③⑫その他の労働条件等				1		1	1
	職場の人間関係	③⑭パワハラ・嫌がらせ	1		1	2		2	3
③⑮その他						2		2	2
相談内容別件数合計			2		2	13		13	15

発行年月

令和 7 (2025) 年 2 月

編集発行者

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県労働委員会事務局

TEL 028-623-3337 FAX 028-623-3338

(ホームページ)

